

○社会福祉法人東員町社会福祉協議会車両貸出要綱

(趣旨)

第1条 東員町社会福祉協議会（以下、「本会」という。）の会員である地域住民の方々等による移動制約者の移送等の活動及び福祉的活動等に対し、本会所有の車両（以下、「本会車両」という。）の貸出しを行い、本会会員の社会参加及び福祉活動の推進を図ることを目的に「東員町社会福祉協議会車両貸出要綱」（以下、「本要綱」という。）を定める。

(利用対象者)

第2条 利用対象者は町内に住所を有する本会会員とし貸出車両の運転者とする。但し、その者が運転できない場合は、その運転者から委託を受けたものが代行運転することができる。

- 2 上記代行運転をする者は利用者に賃金等を請求してはならない。
- 3 その他、本会会長が必要と認めた者。

(利用者登録)

第3条 貸出車両を利用する者は、車両貸出利用者登録用紙（第1号様式）にて登録しなければならない。

- 2 利用対象者であっても、交通違反や免許停止処分等の有る者、又は本会が不適当と認めた者は、本会会長の判断で登録を認めないことが出来る。

(利用目的)

第4条 利用目的は、在宅身体障がい（児）者及び歩行困難な在宅高齢者等の通院等による外出及び積極的社会参加の際、移動に大きな制限・制約を受ける者の輸送に資するために必要と判断したもので、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 移動に制約のある者で、車椅子のまま車両への乗車が必要な者の移送。
 - (2) 移動に制約のある者の積極的な社会参加に資する、研修会場や各種活動場所への移送。
 - (3) 地域福祉座談会による地域福祉活動に必要な移送。
- 2 その他、本会会長が必要と認めたとき。

(利用)

第5条 貸出車両の利用は、先約制とし、原則利用の2ヶ月前から1週間前の間に予約を受け付ける。但し、突発的な事由がある場合はこの限りではない。

- 2 利用日は、原則日曜・祝日・年末年始（12月29日～1月3日）を除く、午前8時15分から午後5時00分までの間とする。（ただし、本会の使用日、使用時間帯は除く）
- 3 使用日以前の日から借り受けが必要な場合、または利用時間を越えての利用が必要な場合は、事前に本会会長の了解を得ることとする。

(利用範囲)

第6条 貸出車両の利用範囲は、原則として町内及び近隣市町（桑名市・いなべ市・四日市市・菰野町・木曽岬町）までとする。ただし、本会会長が必要と認めた場合は、この限りではない。

(車両)

第7条 貸し出しする本会車両は下記の通りとする。ただし、突発的に発生した車両故障ややむを得ない事情等により、貸し出しを中止することがあるものとする。

(1) 福祉車両	日産キャラバン	三重800す9254
(2) 福祉車両	ダイハツタント	三重580も7833
(3) 車 両	トヨタノア	三重502ま1855
(4) 車 両	トヨタノア	三重501ね4163
(5) 車 両	トヨタノア	三重502も6131
(6) 車 両	ダイハツウエイク	三重581せ4862
(7) 車 両	ダイハツミライース	三重581や4223

(実費負担)

第8条 車両の貸出しは無料とする。ただし、本会はガソリンを満タンにして貸し出し、貸出車両を利用する者は満タンにして本会に返還するものとする。

2 上記にかかわらず、地域福祉座談会が歩行困難な者に対する日常生活の支援に必要な移送をする場合、町内への移送支援に要するガソリン代は無料とする。

(事故または故障の対応)

第9条 貸出車両の利用中に事故または故障が発生した場合、利用者は、事故または故障の大小にかかわらず、速やかに法令上の処置を取るとともに、次に定めるところにより遅滞なく対処しなければならない。

- (1) 運転中に車両の異常または故障を発見した時は、直ちに運転を中止し、本会に連絡すると共に、本会の指示に従わなければならない。
- (2) 負傷者がいる場合には、速やかに法令に基づく救護に努めなければならない。
- (3) 上記各号の他にも、運行中にトラブルが発生した場合には、本会に速やかに連絡をとりその指示を受けなければならない。

(事故に伴う補償条件)

第10条 利用中に事故または故障等が発生したことにより損害が発生した場合、下記による当該車両の保険対応とする。但し、補償内容を変更する場合もありえる。

- (1) 対人補償 無制限(自動車損害賠償責任保険含む)
- (2) 対物補償 無制限(免責額0円)
- (3) 車両補償 1事故限度額時価額(免責額0円)

- (4) 搭乗者傷害補償 1名 1,000万円以内(日数払い、入院額 10,000円、通院日額 5,000円)
 - (5) 人身傷害補償 1名につき 5,000万円
 - (6) 利用者が加入しているボランティア保険が該当するものについては、その範囲内とする。
- 2 前項(3)～(6)に定める補償限度額を超える損害については、利用者の負担とする。
 - 3 法令違反等運転者に明らかな過失があつたと本会が判断した場合は、第1項に定める補償を適用しないことがある。
 - 4 保険金が給付されない損害及び第1項の定めにより給付される保険金額を超える損害については、利用者の負担とする。
 - 5 利用者は、第11条により貸出車両を使用できなかったことにより生ずる損害については、本会に請求できないものとする。
 - 6 利用者は、貸出車両の運行により損害を被った場合、第1項の定める保険金の支払いを受けることの外、本会に対して損害賠償、その他の請求を行わないものとする。
 - 7 利用者は利用中に生じた貸出車両の破損について、適切な処置を講ずるものとする。但し、利用者にあきらかな過失が認められない場合は、その責任を問わない。

(貸出拒否及び取り消し)

第11条 次のいずれかに該当する場合は、本会は車両の貸出又は予約及び登録を取り消すことが出来る。

- (1) 福祉車両の故障等により安全な運行が不可能と判断したとき。
- (2) 車検、点検期間。
- (3) 突発的事故が生じたとき。
- (4) 利用者の運転に必要な運転免許証の確認が出来ないとき。
- (5) 引き渡し時に利用者が酒気を帯びていると判断したとき。
- (6) 利用者が、麻薬、覚せい剤、シンナー等による中毒症状を呈していると判断したとき。
- (7) 利用者が、過去の利用において、不適切な利用行為があつたと判断したとき。
- (8) その他、本会会長が適当でないと判断したとき。

(遵守義務)

第12条 本会車両の利用者は、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。

- (1) 道路交通法及び関係法令を遵守し、適切で安全な運転を行うこと。
- (2) 利用に際し、事前に必ず車両の始業点検を行うこと。
- (3) 車両の使用中に事故が発生した時は、適切な処置を講ずるとともに、速やかに、警察及び本会に届けること。
- (4) 利用中に生じた事故処理については、事故処理の終結に至るまで責任を負うこと。

- (5) 利用者は、利用内容を別に定める運行日誌に記録し、本会に報告すること。
- (6) 車両の返却時には、必ず清掃を行うこと。
- (7) 使用中の軽微な事故や車両の損傷等であっても、必ず本会に報告すること。
- (8) 利用者は、貸出車両の使用時以外の事故や違反（免許停止処分以上に重い処分を受けたもの）についても必ず本会会長に申告しなければならない。
- (9) 利用者の登録有効期限は毎年3月末日までとし、有効期限後の初回利用時までに更新登録手続きを行わなければならない。
- (10) 登録者が貸出車両を利用する際は、その都度、運転免許証の提示を行い本会の確認を受けなければならない。

(個人情報の取り扱い)

第13条 利用者として申し込みをした場合、本会が取得した個人情報は事業の運営に関わる事務等を行う際に利用することにも同意したものとみなす。

2 本会は、利用者の個人情報に関して、本事業の運営に関する目的以外には使用しない。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか車両貸出に関して必要な事項は、本会会長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年2月15日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月17日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年9月2日から施行する。

(経過措置)

2 要綱施行日前の車両貸出については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和4年3月1日から施行する。

(経過措置)

2 要綱施行日前の車両貸出については、なお従前の例による。